

有痛性骨転移の疼痛緩和における塩化ストロンチウム-89治療の適正使用マニュアル第4版（2009年8月発行）

正誤表

ページ	誤		正	
安全管理編, p3, 表2	使用施設内の人が常時立ち入る場所	画壁等は、その外側における実効線量が1週間につき2 mSv以下 <sup>b)</sup>	診療用放射性同位元素使用室	画壁等は、その外側における実効線量が1週間につき1 mSv以下 <sup>b)</sup>
安全管理編, p8, 下から9行目, 4-3. 教育研修の項目	-		「骨転移疼痛緩和剤『塩化ストロンチウム ( <sup>89</sup> Sr) 注射液』による治療実施施設において、受講者の転出によって施設要件である講習会受講者が存在しなくなる病院等における措置」(正誤表裏面)を加筆する	
付録1, p4, 下から9行目	感染性あるいは非感染性廃棄物として扱っても		感染性廃棄物として扱っても	
付録8, p1, 初回投与例チェック項目, 下から3項目	現在, 骨髄抑制のある化学療法剤は使用していない		現在, 化学療法剤は使用していない	
付録8, p1, 初回投与例チェック項目, 下から2項目	現在, 広範な外照射治療は実施していない		現在, 外照射治療は実施していない	
付録26, p3, 上から16行目	* 感染性あるいは非感染性廃棄物 (廃掃法上は、特別管理一般廃棄物あるいは事業系一般廃棄物)		* 感染性廃棄物 (「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における特別管理一般廃棄物)	
付録26, p12, 下から2行目	必要ないものと思われます (次頁、適正使用マニュアル付録6 … 参照)		必要ないものと思われます (適正使用マニュアル付録6 … 参照)	

以下の文言を、「有痛性骨転移の疼痛治療における塩化ストロンチウム-89 治療の適正使用マニュアル」第四版 安全管理編 II. 被ばく防護 4. 投与前及び投与時の注意事項 4-3. 教育研修 (p.8) へ差し込む。

**骨転移疼痛緩和剤「塩化ストロンチウム (<sup>89</sup>Sr) 注射液」による治療実施施設において、受講者の転出によって施設要件である講習会受講者が存在しなくなる病院等における措置**

受講者の転出によって施設要件である講習会受講者が存在しなくなる病院等においては、当該院内で実施された教育研修を受けた医療関係者の中から R I 内用療法管理担当者を決めることにより、本療法を継続して実施できるものとする。但し、当該 R I 内用療法管理担当者は直近に開催される安全取扱い講習会を受講する。

R I 内用療法管理担当者は、付録 19-4 を参考にして記録表を作成し、少なくとも 2 年間は保管すること。

\* 上記例外条件は、当該療法の実施経験のある施設において、安全取扱い講習会受講者の転出によって施設要件である講習会受講者が存在しなくなった際に、本療法を実施する場合に適用される。当該療法の実施経験のない施設では、上記例外条件は適用されない。

\* 付録 19-4 「有痛性骨転移の疼痛治療における塩化ストロンチウム-89 治療 R I 内用療法管理担当者名の記録 (例)」の表中の「安全取扱い講習会受講日」に、安全取扱い講習会受講予定日 (直近で開催される講習会開催日) と、受講予定である旨を記載すること。